

経 済 産 業 省

20160226情局第1号

平成28年2月29日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成28年2月26日付け警察庁丙組組企発第40号、警察庁警備局長から平成28年2月26日付け警察庁丙備企発第43号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成28年2月26日付け外務省告示第54号により、国家公安委員会委員長が平成28年2月26日付け国家公安委員会告示第5号及び第6号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

す る 別 。表 の 成 4 2 0 ・年 、二 4 8 4 ・六 、日 5 6 3 ・ 及 び 7 1 6 ・臣 を 次 の よ う に 改 正	ら れ た 措 置 の 対 象 と な る 個 人 及 び 団 体 の 一 部 を 別 表 の と お り 改 正 す る 。	九 号 1 （ c ） 、 第 一 三 二 九 〇 三 号 2 （ a ） 、 第 一 二 八 七 四 五 号 1 （ b ） 、 第 一 三 九 八	つ た （ c ） 、 第 一 三 二 九 〇 三 号 2 （ a ） 、 第 一 二 八 七 四 五 号 1 （ b ） 、 第 一 三 九 八	員 が 平 成 二 十 七 年 十 二 月 十 二 日 、 第 一 二 八 七 四 五 号 1 （ b ） 、 第 一 三 九 八	八 号 、 第 一 二 八 七 四 五 号 1 （ b ） 、 第 一 三 九 八	関 連 告 示 第 一 九 八 七 四 五 号 1 （ b ） 、 第 一 三 九 八	○ 外 務 省 告 示 第 一 九 八 七 四 五 号 1 （ b ） 、 第 一 三 九 八	象 と 件 名 ・ タ リ バ ー ン 合 安 全 保 障 等 を 指 定 す る 件 の 基 づ く 資 産 凍 結 等 の 措 置 の 対
--	--	--	---	---	---	--	--	--

(別表)

次のとおり改正する。

【アル・カーイダ及び ISIL(ダーイシュ)と関係を有する個人】

420. 削除

484. ファルハド・カナビ・アフマド(別名:(a)カウア・オマル・アチメド(b)カワ・ハマワン
デイ) (c)カワ・オマル・アフメド)

FARHAD KANABI AHMAD (a.k.a.: (a)Kaua Omar Achmed (b)Kawa Hamawandi (c)Kawa
Omar Ahmed)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1971年7月1日

出生地:Arbil, Iraq

国籍:イラク

旅券番号:ドイツ渡航証明書(Reiseausweis) A 0139243(2012年9月取消)

ID番号:不明

住所:Arbil – Qushtuba – house no.SH11, alley 5380, Iraq

国連制裁委員会による指定日:2005年12月6日(2006年7月31日、2010年1月
25日、2011年12月13日、2012年11月15日及び2015年12月10日に改訂)

その他の情報:母親の名前は Farida Hussein Khadir。2010年12月10日にドイツに
おいて服役後、釈放された。2011年12月6日にイラクに移転した。安全保障理事会
決議1822(2008年)に基づく見直しは2009年10月5日に終了した。

563. アクラム・トゥルキー・ハーシム・アル・マジーダ(別名:(a)アクラム・トゥルキー・
アル・ハーシム(b)アブ・ジャラ(c)アブ・アクラム)

AKRAM TURKI HISHAN AL-MAZIDIH (a.k.a.: (a)Akram Turki Al-Hishan (b)Abu Jarrah
(c)Abu Akram)

称号:不明

役職:不明

生年月日:(a)1974年 (b)1975年

出生地:不明

国籍:不明

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:(a)Deir ez-Zor Governorate, Syrian Arab Republic (b)Iraq

国連制裁委員会による指定日:2010年3月11日(2015年12月10日及び2016

年1月15日に改訂)

その他の情報: 生年月日は1979年である可能性もある。ガーズィー・フィーザー・ハーシム・アル・マジーダ(564. に指定した個人)の従兄弟。2015年時点で、イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリストに掲載されている ISIL(いわゆる「イスラム国」)の資金調達を担っている。

716. アフメッド・ラジャポヴィッチ・チャタエフ(別名: (a)アフマッド・シシャニ(b)デイヴィッド・メイヤー(c)エルミール・スイエーニエ(d)オドゥノルキー)

AKHMED RAJAPOVICH CHATAEV (a.k.a.: (a)Akhmad Shishani (b)David Mayer (c)Elmir Sene (d)Odnorukiy)

称号: 不明

役職: 不明

生年月日: 1980年7月4日

出生地: Vedenovillage, Vedenskiy District, Republic of Chechnya, Russian Federation

国籍: ロシア

旅券番号: 不明

ID 番号: ロシア国民旅券番号 9600133195 (Vedenskiy District, Republic of Chechnya, Russian Federation にて、内務省により発行)

住所: (a)シリア・アラブ共和国(2015年8月時点の居住地)(b)イラク(2015年8月時点で居住している可能性のある別の場所)

国連制裁委員会による指定日: 2015年10月2日(2015年12月10日及び12月30日に改訂)

その他の情報: 2015年8月時点で、イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)として掲載されている ISIL(いわゆる「イスラム国」)のリーダーの一人であり、130人の戦闘員を直接指揮している。目の色は茶、髪の色は黒及び体格は頑丈。目立った特徴としては、卵形の顔、ひげがある、右手及び左足がなく、ロシア語、チェチェン語を話すほか、ドイツ語及びアラビア語を話す可能性がある。領域内でテロ犯罪を行ったとして、ロシア連邦当局より指名手配されている。写真はインターポール(国際警察刑事機構)・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。

○国家公安委員会告示第五号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十六日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

1 名簿記載者公告番号QI-109（ファルハド・カナビ・アフマド（FARHAD KANABI AHMAD））

(1) 変更前

出生地 Arbil - Qushtuba - house no.SH11, alley 5380, Iraq

住所 イラク

(2) 変更後

出生地 Arbil, Iraq

住所 Arbil - Qushtuba - house no.SH11, alley 5380, Iraq

2 名簿記載者公告番号QI-155（アクラム・トゥルキー・ハーシム・アル・マジーダ（AKRAM TURKI HISHAN AL-MAZIDIH））

(1) 変更前

住所 (a)Deir ez-Zor Governorate, Syrian Arab Republic (b)Iraq (c)Jordan

名簿に記載された年月日 2010年3月11日 (2015年12月10日に改訂)

(2) 変更後

住所 (a)Deir ez-Zor Governorate, Syrian Arab Republic (b)Iraq

名簿に記載された年月日 2010年3月11日 (2015年12月10日及び2016年1月15日に改訂)

3 名簿記載者公告番号QI-246 (アフメッド・ラジャポヴィッチ・チャタエフ (AKHMED RAJAPOVICH CHATAEV))

(1) 変更前

国籍 不明

名簿に記載された年月日 2015年10月2日 (2015年12月10日に改訂)

(2) 変更後

国籍 ロシア

名簿に記載された年月日 2015年10月2日 (2015年12月10日及び2015年12月30日に改訂)

○国家公安委員会告示第六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月二十六日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

氏名 アブド・アル・ワッハブ・アブド・アル・ハーフイズ (ABD AL WAHAB ABD AL HAFIZ)

名簿に記載された年月日 2004年3月17日（2004年11月26日、2005年9月9日、2007年12月21日、2010年1月25日、2011年5月16日及び2015年8月19日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-82

○国家公安委員会告示第六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号~~等~~、~~同理事会決議第千九百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号~~により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、~~次のとおり~~告示する。

平成二十八年二月十九日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

氏名 アブド・アル・ワッハブ・アブド・アル・ハーフィズ (ABD AL WAHAB ABD AL HAFIZ)

名簿に記載された年月日 2004年3月17日（2004年11月26日、2005年9月9日、2007年12月21日、2010年1月25日、2011年5月16日及び2015年8月19日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-82